

# 日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画三沢台地区地区計画を次のように決定する。

名 称	三沢台地区地区計画
位 置	日野市三沢二丁目及び三沢三丁目各地内
面 積	約16.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 本地區は、既に形成されている低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の維持、保全を図ることを目標とする。 また、敷地内の緑化を推進するとともに、快適で魅力ある住宅地として形成を図る。
	土地利用の方針 敷地の細分化、建築物の用途の混在を防止することにより、良好な住環境を有する低層の戸建住宅地として維持、保全を図る。 また、敷地内の緑化を積極的に推進し、うるおいのある住宅地として発展させる。
	地区施設の整備の方針 地区内の計画的に適正配置された道路・公園については、その機能が損なわれないよう維持、保全する。
	建築物等の整備の方針 低層な戸建住宅として整ったまちなみを保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定める。 また、垣若しくはさくは緑化を図るとともに、地震時の倒壊防止のため、生け垣を主体とした構造の制限を定める。

	位 置	日野市三沢二丁目及び三沢三丁目各地内
	面 積	約 16. 1 h a
地 区 整 備 計 画	建築物の用途の制限 ＊	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、物置、車庫その他これらに類する附属建築物はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</li> <li>2. 事務所兼用住宅</li> <li>3. 店舗兼用住宅</li> <li>4. 診療所兼用住宅</li> </ol>
	建築物の敷地面積の 最低限度 ＊	165 m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、敷地面積が130 m<sup>2</sup>未満の場合は50 cm以上とする。</p> <p>また、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であること。</li> <li>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。</li> <li>(3) 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であること。</li> <li>(4) 増築又は改築に係る建築物の既存部分であること。</li> </ol>
	建築物の高さの最高 限度 ＊	建築物の高さは、地盤面から9 m、軒の高さは7 mを超えないこととし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。
	垣若しくはさくの構 造の制限	道路に面する垣若しくはさく（門柱を除く。）の構造は、生け垣又はフェンスとする。ただし、高さ1.2m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。

\*知事承認事項

「区域及び区分は、計画図表示のとおり」

理由 本地区は、既に形成されている低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の維持、保全を図るために地区計画を決定する。